

公共施設等の使用料変更のお知らせ

【令和2年7月1日以降の使用分より変更します。】

令和元年10月1日から消費税率が改定されたこと、前回の見直しから約20年が経過し物価・人件費等が上昇していることなどに伴い、市の公共施設等の使用料の見直しを行いました。かわら美術館については下表のとおりとなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

※令和2年6月末までに使用料を支払う場合でも、施設使用が令和2年7月以降であれば新使用料が適用されます。

★公共施設の使用料

公共施設の使用料とは、公共施設を利用される方にサービスの対価としてお支払いいただくものです。公共施設を維持管理していただくためには経費が必要であり、「使用料」はその維持管理費の一部に充てています。維持管理費は、利用者さんが支払う「使用料」と市民の皆さんの「税金」で賄われています。

【かわら美術館の新使用料（円／1時間）】

ホール	2,300	スタジオ	840
ホワイエ	240	楽屋1	220
講義室	740	楽屋2	190
会議室	370	陶芸創作室（1人につき）	120

※備品使用料についても見直しを行っています。詳しくは、お問合せください。



問合せ先

高浜市役所 文化スポーツグループ
Tel.0566-52-1111（内線300）



ちょうどいいまち
ちよっといいまち
これまでもこれからも
2020高浜市50th